

## 東村山市都市計画審議会運営規則

平成12年3月29日  
規則第21号

### (目的)

第1条 この規則は、東村山市都市計画審議会条例(昭和44年東村山市条例第29号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、東村山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (招集の通知)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び議案を招集期日の3日前までに委員(条例第4条に規定する臨時委員を置いた議案を審議する場合は、当該臨時委員を含む。以下同じ。)に通知しなければならない。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

### (欠席)

第3条 委員は、事故のため審議会に出席できないときは、審議会の開会時刻までにその旨を会長に申し出なければならない。

### (議事日程)

第4条 会長は、議案の審議順序等を記載した議事日程を作成し、委員に配布するものとする。

### (議事の順序)

第5条 議事の順序は、次の順序により行うものとする。

- (1) 議題の宣言
- (2) 議案の説明
- (3) 質疑応答
- (4) 討論
- (5) 採決

### (委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (発言の制限等)

第7条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 会長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、発言を制止し、又は議事を中止することができる。

### (退席)

第8条 委員は、開会中退席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

### (会議の公開)

第9条 会議は、これを公開する。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、東村山市情報公開条例(平成10年東村山市条例第28号)第6条各号に規定する非公開情報に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長の許可を受けなければならない。

### (会議録)

第10条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 出席者氏名
- (3) 会議に付した議案の件名
- (4) 会議の内容
- (5) 審議資料
- (6) その他必要と認める事項

2 会議録には、会長が署名するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。